

第 1 1 期（令和 4 年度）

事業計画

公益財団法人四万十公社

## 事業計画の方針

公益財団法人四万十公社は公社が掲げる理念に沿って、四万十町ケーブルネットワーク、窪川四万十会館及び四万十緑林公園の各指定管理業務を効果的かつ効率的に行い、利用者等に対して適切なサービスを提供し、サービス向上を常に考えて業務に当たります。

各事業を実施するにあたり、公社の持つ特性を有効に町のニーズに融合させ、地域資源を最大限活用し、住民が求める暮らしの質の向上、地域の環境保全に取り組み、町民が将来に渡り暮らす町に誇りを持てる「まちづくり」に寄与します。

そして、個性豊かで魅力ある地域づくりを目指し四万十町に貢献するためのビジョンを定め、その達成に向けて事業を展開します。

### 公益財団法人四万十公社 令和4年度ビジョン

- (1) 機器や技能に関係なく「いつでも」「どこでも」「だれもが」情報を利用出来る社会の実現に向けた信頼できる事業モデルの創造
- (2) 信頼性の高いサービスを提供し安心で安全なまちづくりに寄与
- (3) 地域の未来とも言える子どもたちを地域で育て、子どもが創造する場を提供
- (4) デジタル技術を活用した地域の伝統文化、風習、歴史の継承
- (5) リアルとバーチャルの双方向のつながりを創出
- (6) 地域間の交流・連携を図り新しい文化芸術の創造と発展及び振興
- (7) 町のニーズに寄り添い人々の感情を動かすコンテンツの提供
- (8) 町の開放感をもたらす「くつろぎ」と「癒し」を活用した魅力的なまちづくり
- (9) 技術の進歩に遅れることなく、常に安定性・信頼性を担保し質の高いコンテンツの企画提案で経営基盤強化を図り災害にも対応出来る体制の構築
- (10) 公社職員として高い倫理性・専門性・先進性を発揮し町民の期待を上回る品質で感動させる仕事に努める

公社全体に共通する10のビジョンを各職員が意識し、地域社会の健全な発展、文化活動及び芸術の振興に寄与します。そして、放送や通信の安定供給に努め、「最新の伝える工夫」に情熱を注ぎ、人から人へ情報を繋ぐ媒体としての役目を果たします。

また、使命感と情熱を持ち、地域への寄り添いを大切に、公社の経営資源である”**人財**”と”**情報**”を最大限に活かして、職員が地域の人々と良好な関係を築きます。そして、新たな暮らし方の提案等を通じて活力ある地域社会の創造と発展に寄与します。

## 【ケーブルテレビ事業】

四万十町との指定管理協定に基づき四万十町ケーブルネットワーク施設（情報施設）の管理運営を行い、自主放送番組の制作業務等を以下の基本的な考え方のもと遂行します。

### ＜基本的な考え方＞

- (1) いつでも、どこでも、だれもが活用できる地域情報基盤を整備し、町民が表現する機会を提供し、町民の知る権利が十分に尊重されることを根本原理とする
- (2) 指定管理者及び従事する者は、放送法の目的及び放送番組の編集等に関する通則を遵守し、放送の編成及び編集の独立性を確保する
- (3) 情報施設が、「お客さまの利用料金で運営されていること」を自覚し、経営の自立性を基本とし経営の効率化を図る
- (4) 地域住民や利用者の意見を真摯に受け止め管理・運営に反映させる
- (5) 情報施設の管理運営に従事する職員は、公益財団法人四万十公社の職員であることを自覚し、定款第3条の目的、公社の理念及び公社職員の行動規範により情報使命の達成に向けて貢献する

### ＜事業概要＞

地上デジタル放送の難視聴解消、BSデジタル放送等の多チャンネルサービス、インターネット接続サービスの提供により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図る。

また、住民のニーズに即した自主放送、文字・データ放送、災害時の緊急情報等の発信を積極的に行い地域の一体化を図る。

- 施設・設備を適正に維持管理するとともに今後の更新計画を策定し、四万十町の重要インフラとしての機能確保
- 協力会社等との良好な関係を維持し大規模災害等に備えた迅速な復旧体制の構築
- 四万十町全域に整備された光ファイバー網と各施設等を最大限に活用するため、役場の各担当課や関係団体と協力し先進性のある活用方法の提供を目指す
- 四万十町で起こる重要な事柄を確実に把握しその意味や価値を伝える
- 四万十町民が誇りと自信をもち「住みたい、育てたい、働きたい」と思える番組を作ることを目指す

- インターネット配信等を活用するとともに、スマートフォン等を用いた四万十町の魅力発信に努める
- 世代や地域を超えた繋がりを促進し地域型コミュニティーの推進を目指す
- 各種申込への対応、利用料金の収納に努め、情報を適切かつ正確に加入者管理システムへ登録し公平で公正な加入者管理に努める
- 「純真な眼差し」と「にこやかな顔」と「優しい言葉」でお客さまに接し、その声に耳を傾け、町民に寄り添ったサービスを提供する

## 〈主な管理業務〉

### 1. 登録有線一般放送の放送番組の提供に関する業務

四万十町ケーブルネットワーク施設を十分に理解・尊重した上で、放送法施行規則第134条に規定された、有線一般放送（テレビジョン放送）を遵守し四万十町民の生活を支える重要なインフラとなっていることを十分に認識し、常に善良な管理、施設を保全、サービス内容の拡充と適正な運営に努める。

- ・ 同時再送信に関する業務
- ・ 自主放送に関する業務
- ・ 有料放送に関する業務

### 2. 町及び公的機関の情報の提供に関する業務

#### 1) 行政放送

- ・ 番組制作の技術的支援（町広報誌や町の取り組みと連動した番組制作）
- ・ 主に撮影及び編集を担当（台本作成・番組進行は役場）
- ・ 町が取り組む新事業や町のニーズを把握し行政放送枠を活用した番組制作の提案

#### 2) 議会中継及び再放送

- ・ 四万十町議会CATV映像放送業務仕様書に基づき業務を遂行

#### 3) 文字放送

- ・ 各公共的団体が入力した文字放送を速やかに確認し的確に放送されるように管理

#### 4) データ放送

- ・ 定期的な視聴確認（情報が正常に表示されているか）

### 3. 緊急情報の提供に関する業務

四万十町役場との連携を図り安全最優先で少人数でもリアルタイムに情報を発信できる仕組みを構築する。

#### 1) ソフト面

- ・避難所一覧や気象用語の解説等を含む原稿テンプレートの作成
- ・平時の放送におけるアドリブ力の強化（レポート等）

#### 2) ハード面

- ・放送機器の定期的なメンテナンス

### 4. 町民が自主的に取り組む映像制作の支援及び表現機会の提供に関する業務

町民が撮影した映像や写真を気軽に紹介できる投稿枠を確保する。

- ・定期的な講習会や意見交換会の実施（目標値：年1回以上）

### 5. 番組制作に係る取材、編集及び収録並びに番組映像の保管と公開に関する業務

コミュニティ放送の特徴を活かし、「四万十町らしさ」を感じることができる多様な番組づくりを行う。プロ意識を常に持ち魅力あるコンテンツの創造に努める。

#### 1) 自主放送番組制作に係る業務

##### 【令和4年度の計画】

##### (1) しまんと放送室（町の話題を放送するニュース番組）

- ・地域の身近な話題を紹介（視聴者投稿含む）
- ・原則週2回更新（月曜日・木曜日に更新 30分番組）
- ・月の最後の月曜日に生放送を行う（災害放送に備えた取り組み）
- ・伝言板のコーナーの確保（今後行われる地域イベントの紹介等）
- ・番組内に広告放送枠の確保

##### (2) 四万十うおっちゃんぐ（テーマに沿った企画番組）

- ・インタビュー構成を多くし「町民が主役」をテーマに制作
- ・原則週1回更新（月曜日更新 15分番組）

##### (3) 特別番組等（長尺・生放送・他局番組含む）

- ・適宜、町の催しと連動した特別番組制作に取り組む

##### (4) 他のケーブルテレビ局や放送局および専門チャンネルの番組放送

- ・町にとって有益な番組を適宜調整して放送（他局制作番組）

## 2) 番組映像の保管と公開に関する業務

### (1) 番組放送後のアーカイブ

- ・放送年月日、放送内容、出演者等を後に検索できるようテキスト化して保存

### (2) 番組のインターネット公開

- ・しまんと放送室および四万十うおっちんぐのネット公開（放送終了後1年間）

## 6. テレビ及びラジオ放送の再送信に関する業務

---

### 1) 同時再放送業務

再放送に関する申請・変更の手続き業務

- ・FM放送局の放送(FM文字多重を含む)の同時再送信
- ・地上デジタルテレビジョン放送の同時再放送
- ・衛星デジタルテレビジョン放送の同時再放送
- ・デジタル有線テレビジョン放送の同時再放送

### 2) 報告業務

放送法及び再放送同意に基づき報告業務

- ・放送法に基づく報告業務（総務省四国総合通信局）
- ・各事業者間の再放送同意に基づく報告業務
- ・日本ケーブルテレビ連盟への報告業務
- ・各著作権団体への報告業務
- ・番組供給事業者の報告業務

## 7. ケーブルインターネットサービス等の通信に関する業務

---

トラフィックの著しい増加（ネットワーク上で転送されるデータ量の増加）に対して状況を精査し通信品質の向上、システムの安定運用に努める。

インターネットサービスの高速化等の動向を踏まえ、設備強化を図る。（サービス向上）

### 1) 信頼の確保（通信品質向上・安定運用）

トラフィック量増大に適切に対応するため、引き続き上位回線の増強を図る

### 2) サービスの充実

通信サービスに関する各種サポートの強化

### 3) ICT普及促進

ケーブルテレビ事業者向けの事業モデル等を参考に、外部団体の協力も得ながら通信ネットワークの有効活用に向けた方策を常に探求する

## **8. 広告放送に関する業務**

---

放送枠を確保し県域放送ではできない、ローカルさを活かした仕組みづくりに取り組む。

## **9. 情報施設の利用の承認、休止、停止等に関する業務**

---

加入者の利便性向上を第一に業務の効率化を図るとともに個人情報保護に務め重大インシデント発生を防ぐ。また、加入者の受付内容（電話・来局）を的確に記録してサービス向上に努める。（障害内容やクレームなどの記録）

- 1) 加入申込等の受理及び承認に関する業務
- 2) サービス開通に関する業務
- 3) 休止、脱退等に関する業務

## **10. 情報施設の加入に係る加入金及び利用に係る使用料等の徴収に関する業務**

---

各通則（個人情報保護条例等）を遵守し、公平・公正かつ確実に使用料等の徴収を実施する。また、関係法令の改正や整備が行われた際には速やかに対応する。

- 1) 加入者管理業務
- 2) 利用者対応及び加入促進業務
- 3) 利用料の収納業務
- 4) 各種書面の交付

## **11. 情報施設の維持及び管理に関する業務**

---

町内全域に張り巡らされた光ファイバーケーブルの維持管理と中枢機能を担う窪川情報センター及び大正・十和サブセンターの管理、運用、保守を一括して行う。

- 1) 放送通信設備の維持及び管理
  - (1) 機器の更新時期を見極め導入機器の仕様について適宜担当課と協議
    - ・更新計画表への反映（機器の更新および改修スケジュールの把握）
  - (2) 各施設の清掃及び適切な備品管理（保守点検業務内容の基づいた定期点検）
  
- 2) 伝送路設備の維持及び管理
  - (1) 伝送路監視システムによる常時監視
  - (2) 伝送路の定期的な調査
  - (3) 伝送路設備の異常発見時の対応
    - ・支障木を発見した際には速やかに伐採するなどの措置を行う
    - ・大規模補修等が見込まれる場合は、町と協議のうえ対応する

### 3) 障害発生時の対応

#### (1) 平時の障害発生（通信・放送）

- ・速やかに必要な措置を講じ、町を含む関係者に連絡し情報を共有する

#### (2) 災害発生時の障害対応（風水害・地震）

- ・町の配備体制や被害状況を把握し人員体制を整える

## **1 2. 事業の広報、宣伝及び利用促進に関する業務**

---

ケーブルテレビの事業内容を宣伝し、ICT や IOT をキーワードに Wi-Fi 環境を活かしたサービスの提案等に取り組む。（放送と通信を結びつけた施設活用等）

### 1) 積極的な事業広報（SNSやネット配信の有効活用）

### 2) ドローンの活用

- ・町役場、消防等との連携及び四万十町ドローン推進協議会活動への参加

### 3) 地域の伝統文化や芸術活動の継承と振興（デジタルアーカイブ等の提案）

### 4) 地域住民や各団体との連携・交流（地域活動への参加）

- ・施設見学の受け入れ（アナウンス・ドローン操縦体験）
- ・地域活動への参加（職員と町民の良好な関係構築）

## **1 3. 放送番組審議機関に関する業務**

---

四万十町役場が開く審議会への出席及び資料作成（放送実績等）を行う。

### 1) 放送番組審議会（原則 年 2 回）



## 〈検討事項〉

ケーブルテレビは、四万十町民の生活を支える重要なインフラとなっていることから、サービス内容の拡充と安定した運営に向けて、以下の内容を重点的に取り組む。

### 【通信・伝送路業務】

- 安定的なサービスを提供するため、計画的な設備更新に向け「CATV 機器交換計画表」の更新を随時行い重要インフラとしての機能を確保する
- センター設備及び伝送路設備で障害が発生した場合、速やかに復旧対応が出来る体制の構築に向けて取り組む
- 災害などの緊急時でも施設の機能を維持し、サービス提供が出来るように平常時から備え、各業務の運用レベルを早期に災害前の状態に近づける体制の構築に取り組む
- ICT・IOT・Wi-Fi 環境に関して放送と通信を結びつけて支援できるよう情報提供を行い具体的な活用方法の提案に取り組む
- 町民の情報リテラシー(活用能力)向上を目指して、放送・通信を利用した情報提供、出前講座の開催等、具体的な取り組みを行う
- 既存の伝送路設備の敷設状況を把握し、技術基準適合性の確保および土地等の使用に関する占用許可の整理に取り組む

### 【顧客管理業務】

- 個人情報保護とセキュリティの向上に取り組む
- 加入者管理システムに登録されている情報の更新や変更を正確に実施し公平・公正な加入者管理およびサービス提供に取り組む
- 利用料で運営する施設であることを加入者に理解してもらい約款等の規則に基づき徴収業務に取り組む
- 生活において放送通信が災害時の緊急放送などの重要な役割を担うものであることを認識したうえで停波処理を慎重に行う
- ケーブルテレビの存在価値を職員で共有し、情報の発信や人々の交流をより図るために新規加入の促進に取り組む

### 【コンテンツ制作業務】

- 災害発生時に必要な情報を町民に提供できるよう計画や訓練に取り組む  
→目標) 原稿テンプレートの作成・月1回の生放送と連動した訓練
- 質の高い映像コンテンツの制作および提供による増収に取り組む  
→目標) 補助金の確保・各団体への映像利用の提案(企画立案)
- SNSを活用した情報発信  
→目標) ロケ風景等を発信し、活動により親しみを持ってもらう
- 県内外のケーブルテレビ局と良好な関係を構築・維持し、職員同士の情報交換や交流を通じて各技術の向上と業務の効率化に取り組む  
→目標) 制作有志会と連動した取り組み

## 【会館・公園事業】

四万十町との指定管理協定に基づき窪川四万十会館（文化ホール・多目的室等）及び四万十緑林公園（公園・駐車場等）の施設の管理運営を行い、町民の芸術・文化事業の推進と快適に利用いただける施設となるよう以下の基本的な考え方のもと業務を遂行します。

- (1) 誰もが心地よく施設を利用でき、より良い芸術・文化活動を行える場所を提供することで、地域及び文化の活性化につなげることを根本原理とする
- (2) より多くの町民が幅広く利用出来るように利用者の目線で「使いやすさ」を追求するとともに「公平性」を確保した上で柔軟な管理運用を図る
- (3) 施設や設備の役割を正確に把握し、安全で適切な管理業務を行い、町民や利用者に寄りそった優しい接遇に努める
- (4) 学校等と連携し、協働して文化芸術の視点でまちづくりの推進に努める
- (5) いまの暮らしに、心の豊かさや生きがいを醸成するとともに、次世代に夢と希望を与えることができる芸術・文化を提供し活力ある地域社会実現に取り組む

### 〈主な管理業務〉

#### 1. 地域住民や利用者の意見を真摯に受け止めて管理・運営に反映

- (1) 利用状況の把握と利用者意見の収集
  - ・利用者アンケートの実施（町民の声を取り入れた運営に努める）
- (2) 利用状況の把握および来園、来館者の集計

#### 2. 効率的な運営

- (1) 施設・設備の維持管理
  - ・施設内の巡視および設備の定期的な点検
  - ・特殊設備の点検（専門業者との連携）
  - ・施設内の美化（美観の維持に努める）
- (2) 施設貸与の業務
  - ・施設内の諸室を条例に基づき貸し出す
  - ・利用者目線で使いやすさを追求する
  - ・公平性を確保した管理運営

- (3) 施設の利用促進
  - ・積極的な営業活動（施設の利用促進・収入増加を目指す）
  - ・より有益な施設活用方法の提案
  - ・地域活性化の視点での運営
  - ・最先端の技術・ノウハウで演出等のアドバイス・提案を行う（文化活動の推進）
- (4) 利用者の安全への業務
  - ・災害対策や防犯を意識した危機管理力の向上
  - ・避難訓練やAED利用に関する研修会等の実施
- (5) 個人情報保護
  - ・四万十町個人情報保護条例や関係法令を遵守して個人情報を取り扱う
- (6) その他の管理運営に関して必要な業務
  - ・各種研修会等を計画して職員の技術向上を図る
  - ・文化芸術の情報発信基地として情報収集を行う  
（県内外で行われる催しのチラシ・ポスターなどの設置）
  - ・SNSを活用した情報発信及び文化活動関係者との交流

### **3. 管理運営費の削減に努める**

---

事業の目的・業務内容を整理し管理運営費の削減と環境負荷軽減に努める。

- (1) 省エネの推進
- (2) 補助金や助成金の獲得
- (3) 事務の効率化等（経費削減）

### **4. 誰もが文化芸術に触れられる自主事業の実施**

---

地理的要因等から文化芸術に触れる機会が少ない町民に「見てみたい」「行ってみたい」と思ってもらえる魅力的な催しを開催する。

#### **自主事業1**

(考え方)

町民が主体となって参加・活動できる場や機会を創出し、郷土芸能等の継承に取り組み、文化芸術の視点で地域コミュニティの創造を目指す。

- (1) 地域と共に文化芸術を発信
- (2) 文化芸術への関心を高める
- (3) 未来の文化芸術を担う人・楽しむ人を育む
- (4) 各団体と連携を図り、交流の輪を広げて相乗的に舞台芸術の向上を目指す

## 自主事業2 森のピアノ

テーマ：森のピアノを軸にした音楽交流を推進し地域文化の活性化へとつなげる

「森のピアノ」は世代や趣味趣向の違いに関わらず、幅広い人から親しまれていて町内はもとより町外・県外から弾きに訪れる人も多くいる。この流れをさらに加速させるとともに、何度も弾きに訪れてもらえるようにするため、令和4年度は「交流」をテーマに取り組む。

そして、森のピアノを軸とした人々の交流から公園利用者の満足度を向上させるとともに、特色ある地域づくりの推進を目指す。

### 1) 森の交流コンサート

- ・町内外の演奏団体による交流コンサート（地域内外の人の文化交流）

### 2) 森の音楽会シリーズ

- ・朝、昼、夜にそれぞれ違った表情を見せる公園の雰囲気を活かした演奏会
- ・音楽イベントのシリーズ化（①子ども②大人③制限なし の3つの枠組み）
- ・誰でも気軽に音楽に触れることができる機会と場の創出
- ・発表したい人と鑑賞したい人の架け橋となる企画の実施

### 3) 森の音楽隊（休日の公園で人々を音楽で楽しませるエンターテナー）

- ・朝、昼、夕（3回）の定期的な音楽発表
- ・来園親子らを対象とした音楽ワークショップの実施